

---

# 庄原市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

---



# 目 次

---

I	パートナーシップ宣誓制度の概要	
	1. パートナーシップ宣誓制度の導入にあたって	1
	2. パートナーシップ宣誓制度の概要	1
II	宣誓手続きについて	
	1. 宣誓できる方	2
	2. 宣誓手続きの流れ	3
	3. 必要書類	4
	4. 交付する書類	5
III	宣誓後の手続き(必要に応じて)	
	1. 受領証等の再交付・変更・返還	6
	2. 他の自治体との相互利用	7
	3. 宣誓書記載内容等証明書	7
IV	利用可能な行政サービス	8
V	よくある質問	9
VI	人権に関する各種相談窓口	12
VII	その他(県内の活動団体)	13

# I パートナーシップ宣誓制度の概要

## 1. パートナーシップ宣誓制度の導入にあたって

近年、日本では、性的少数者など多様性を尊重する意識が高まっている一方で、性的少数者に対する社会での理解が浸透していないために、当事者が未だに偏見や差別により、精神的な苦痛を受け社会生活においても様々な不安や困難を抱えている現状があります。

こうした中、令和5(2023)年6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が公布され、地方公共団体は、性の多様性に関する知識の普及や啓発など、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施が努力義務化されました。

庄原市では、令和4年4月に策定した「第2次庄原市男女共同参画プラン(後期計画)」の基本施策の中で「多様性を認め合う意識の醸成」を掲げ、その具体的取組の一つとして「パートナーシップ宣誓制度」(以下「本制度」という。)の導入の検討を位置づけ、検討をしてきました。

本制度の導入により、第2期庄原市長期総合計画及び第2次庄原市男女共同参画プラン後期計画、人権教育・啓発推進プラン(人権尊重のまちづくり計画)等に基づき、全ての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮でき、共に支えあう豊かな市民社会への実現に繋がることを目指しています。

## 2. パートナーシップ宣誓制度の概要

本制度は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約束した関係であると記載した宣誓書を市に提出し、受領証と受領カードの交付により、宣誓したことを市が証明するものです。

この制度に法的効力はありませんが、お二人の関係を行政が認知することによって、性的マイノリティの方々の生活のしづらさの解消や性の多様性への理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が本市の行政サービスの利用がよりスムーズになることや、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮でき、共に支えあう豊かな市民社会が実現することを期待しています。

### 【用語】

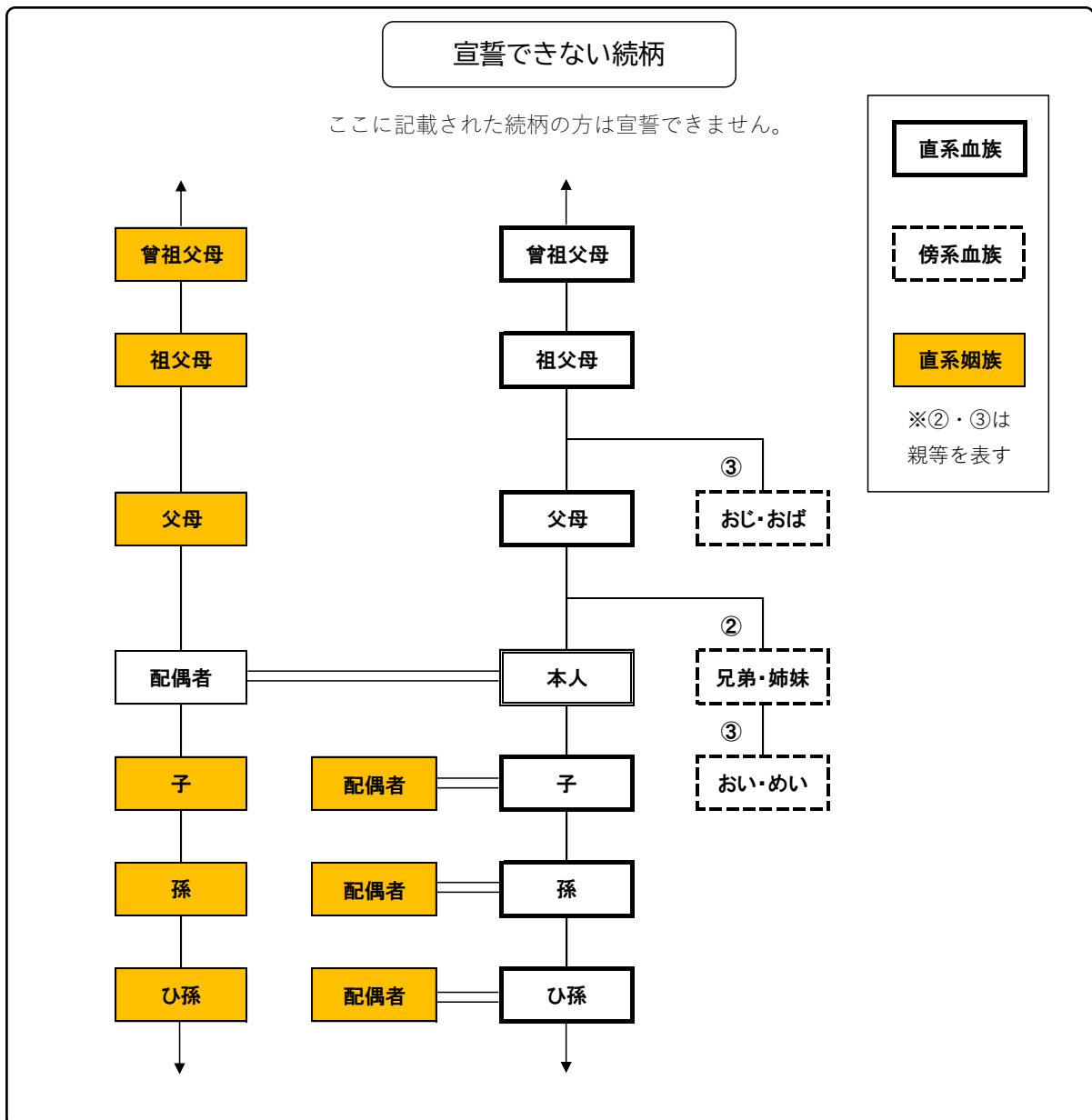
- 性的マイノリティ  
⇒ 性的指向や性自認(ジェンダーアイデンティティ)の在り方が少数派である者。
- パートナーシップ  
⇒ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係。
- 宣誓  
⇒ パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

## Ⅱ 宣誓手続きについて

### 1. 宣誓できる方

一方または双方が性的マイノリティのお二人であり、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① パートナーシップにある2人のうち、いずれか一方が市内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に市内への転入を予定していること。
- ② 民法に規定する成年に達していること。
- ③ 配偶者(事実上婚姻関係を含む。)がないこと。
- ④ 宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていないこと。
- ⑤ お二人の関係が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、当事者双方の関係が養子縁組の場合を除く。



## 2. 宣誓手続きの流れ

### (1) 宣誓日の予約

- 宣誓予定日の原則 10 日前までに電話、FAX または E メールにて予約してください。
- 宣誓可能な日時: 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始 (12/29~1/3) を除く。) 午前9時~午後4時

※ 宣誓に当たっては、提出または提示いただく書類 (詳細はこの手引きの4~5ページをご覧ください。) が必要です。戸籍抄本など、提出書類の取得に時間がかかる場合がありますので、余裕をもった日時で予約してください。

#### 《予約先》

生活福祉部市民生活課市民生活係  
(庄原市中本町一丁目 10 番1号)

電話: 0824-73-1154

FAX: 0824-73-1247

E-mail: [simin-seikatu@city.shobara.lg.jp](mailto:simin-seikatu@city.shobara.lg.jp)

※ 宣誓日時は、状況等により希望に沿えない場合があります。

※ 予約時には、次のことをお伝えください。

- ① お二人の氏名、生年月日、住所
- ② 希望日時 (できるだけ複数の日時をご希望ください。)
- ③ 日中連絡の取れる電話番号、またはメールアドレス

### (2) パートナーシップ宣誓

- 予約した日時に、お二人そろってお越しください。
- 宣誓場所では、様式第1号のパートナーシップ宣誓書 (裏面 パートナーシップ宣誓に当たっての確認書) を記入していただきます。宣誓書の用紙は市が準備します。

※ 宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

※ 自ら宣誓書に記入できないときは、宣誓をしようとする方及び市職員の立ち合いの下、代書することができます。

【宣誓場所】…市が指定する場所 (原則、庄原市役所本庁舎)

【所要時間】…1時間程度 (あくまで目安です。)

【必要書類】…この手引きの4~5ページに記載している必要書類をお持ちください。

### (3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- 要件を満たしていることが確認できましたら、当日、宣誓書の写し (1通)、宣誓書受領証 (1通)、宣誓書受領カード (2通) をお二人に交付します。ただし、書類に不備や不足があった場合、交付を延期することがあります。

※ 宣誓書受領証と宣誓書受領カードを当日受け取られない場合は、後日郵送することも可能です。

### 3. 必要書類

#### (1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- 3か月以内に発行された、住民票の写しか住民票記載事項証明書のどちらかを提出してください。

住民票の写し	本人のみで、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの (本籍地・筆頭者はあってもなくてもかまいません。)
住民票記載事項証明書	本人のみで、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

※ 宣誓するお二人が同じ世帯である場合は、1枚の住民票の写し(住民票記載事項証明書)にお二人が一緒に記載されたものでかまいません。

※ 個人番号(マイナンバー)の記載があるものは受け取れません。ご注意ください。

##### 【転入予定の場合】

宣誓の日から14日以内に転入予定の方は、転入が予定されていることがわかる書類の写しを提出してください。⇒転入が完了したら住民票の写し等市内への転入を証明する書類を必ず提出してください。

(例) 転出証明書、新しい住居の賃貸借契約書

※個人番号(マイナンバー)部分はマジック等で黒塗りしてください。

#### (2) 戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類

- 3か月以内に発行された、戸籍抄本等の配偶者がいないことを証明できる書類を提出してください。(本籍地のある自治体でのみ取得できます。⇒広域交付の開始により本人戸籍謄本は他自治体でも取得可能)

※ 本籍地が分からない場合は、本籍地が記載された住民票の写しを取得することで知ることができます。

※ 外国籍の方は本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類(婚姻要件具備証明書など)を、日本語訳を添付して提出してください。

#### (3) 本人確認できる書類

運転免許証・個人番号カード(マイナンバーカード)・旅券(パスポート)・  
住民基本台帳カード(写真付き)・在留カード・特別永住者証明書・  
小型船舶操縦免許・宅地建物取引主任者証(宅地建物取引士証) など

上記の書類をお持ちでない場合は、複数枚を組み合わせ提示することで、本人確認ができます。  
次の①の書類を2枚、または①と②の書類を各1枚

- ① 国民健康保険被保険者証・健康保険被保険者証・介護保険被保険者証  
生活保護受給者証・国民年金手帳・被爆者健康手帳 など
- ② 法人が発行した身分証明書(写真付き)・学生証(写真付き)  
国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付き)

《その他の本人確認ができる書類に関するお問い合わせ先》  
庄原市生活福祉部市民生活課市民生活係  
電話:0824-73-1154  
E-mail:simin-seikatu@city.shobara.lg.jp

#### (4) 通称名を証明する書類(通称名の使用を希望する場合)

- 通称名での宣誓を希望される方は、3か月以内に発行された、日常生活において通称名を使用していることが確認できる以下のいずれかを提出してください。
  - ・給料明細書
  - ・通称名の記載のある住民票の写し
  - ・在学証明書 など
  - ・自宅に届いた郵便物2通(消印があり、住民票の住所と一致し、手書きでないもの)

## 4. 交付する書類

- 提出していただいた書類に不備等がなければ、パートナーシップ宣誓書受領証と受領カードをお二人に交付します。
- パートナーシップ宣誓書受領証には次の内容を記載します。
  - 表面…宣誓者の氏名、生年月日、住所、宣誓日、交付番号、発行日、庄原市長名、公印
  - 裏面…注意事項、特記事項など
- パートナーシップ宣誓書受領カードには次の内容を記載します。
  - 表面…宣誓者の氏名、生年月日、住所、宣誓日、交付番号、庄原市長名、公印
  - 裏面…注意事項、特記事項など

パートナーシップ宣誓書受領カード

庄原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓者

<p>【本人】 氏名</p> <p>( 年 月 日生)</p>	<p>【パートナー】 氏名</p> <p>( 年 月 日生)</p>
-------------------------------------	--

住所

宣誓日 年 月 日

交付番号 庄原市長 印

【特記事項】 ※戸籍上の氏名、再交付年月日等。  
戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)。

【本人】 【パートナー】

【注意事項】

○次の場合には、パートナーシップ宣誓書、受領証等を返還してください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) パートナーシップを解消したとき。</li> <li>(2) 一方が死亡したとき。</li> <li>(3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき。</li> <li>(4) 宣誓が無効になったとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。</li> <li>(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。</li> <li>(3) 宣誓の対象者要件に反しているとき。</li> <li>(4) 市内に転入予定の場合、即日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき。</li> </ul>
---	---

○次の場合には、宣誓無効となります。

【受領カードの提示を受けられた方へ】

庄原市では、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮でき、共に支えあう豊かな市民社会の実現に向けて、本制度を実施しています。法的効力を発生させるものではありませんが、受領カードの提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

## Ⅲ 宣誓後の手続き(必要に応じて)

### 1. 受領証等の再交付・変更・返還

#### (1) 受領証等の再交付

- 紛失や毀損、汚損などによりパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望するときは、様式第4号の再交付申請書を提出してください。
- 毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えになりますので、忘れずにお持ちください。
- ※ 再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は、速やかに返還してください。
- ※ 再交付申請書提出の際に、本人確認を行いますので、この手引きの4ページに記載している「3.必要書類(3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

#### (2) 宣誓事項の変更

- 住所や氏名の変更など宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、様式第5号の宣誓書記載事項変更届を、変更内容が確認できる書類と一緒に提出してください。

《変更内容が確認できる書類の例》

- ・住所変更の場合……住民票の写し、住民票記載事項証明書
- ・氏名変更の場合……戸籍抄本等
- ・通称名変更の場合……給料明細書、通称名の記載のある住民票等

- ※ 変更届の提出の際に、本人確認を行いますので、この手引きの4ページに記載している「3.必要書類(3)本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

#### (3) 受領証等の返還

- 以下に該当するときは、様式第6号の受領証等の返還届を提出し、受領証等を返還してください。
  - ① パートナーシップを解消したとき
  - ② お二人ともが市内に住所を有しなくなったとき
  - ③ 一方が亡くなられたとき
  - ④ 宣誓が無効となったとき(※)
  - ⑤ その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

**【宣誓が無効となる時】**

以下のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。その場合は、無効とした受領証等の交付番号をホームページ等で公表します。

- (1) 2人にパートナーシップを形成する意思がないとき
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき
- (3) 宣誓できる方の要件(2ページ参照)に反しているとき
- (4) 市内への転入を証明する書類を提出しなかったとき



※ 返還届の提出の際に、本人確認を行いますので、この手引きの4ページに記載している「3. 必要書類(3) 本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

## 2. 他の自治体との相互利用

- お二人が、庄原市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合、様式第9号の受領証等継続使用申請書を庄原市へ提出することにより、庄原市の受領証等を転出先の自治体で継続して使用することができる場合があります。  
詳しくは、市民生活課市民生活係(電話:0824-73-1154)へお問い合わせください。  
なお、庄原市が協定を締結している自治体については、ホームページに掲載しております。

## 3. 宣誓書記載内容等証明書

- パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、様式第7号の宣誓書記載内容等証明書交付申請書を提出してください。

《宣誓書記載内容等証明書が必要なときは?》

例えば、宣誓してから8年経つと受領証等に記載された日付も8年前となります。8年後に何らかのサービスを受けようと、宣誓したことの証明として受領証等を提示すると「8年前の日付でなく、最新の日付で宣誓したことを証明するものが欲しい」と相手方から言われることがあるかもしれません。そのようなときは、「宣誓書記載内容等証明書」の提出を相手方に提案してみてください。

宣誓書記載内容等証明書を取得したい場合は、交付申請書を提出してください。不備等がなければ即日発行します。後日郵送も可能です。

- 宣誓書記載内容等証明書へは次のことを記載しています。  
宣誓者の氏名(通称名を使用されている場合は通称名及び戸籍上の氏名)、生年月日、住所、宣誓日、交付番号、返還日、返還の理由、発行日、庄原市長名、公印

※ 記載内容等証明書交付申請書の提出の際に、本人確認を行いますので、この手引きの4ページに記載している「3. 必要書類(3) 本人確認できる書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

## IV 利用可能な行政サービス

本市では受領証等を提示することで、下記の行政サービスが利用できるようになります。  
 なお、制度ごとに所定の要件等がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

制度・サービス名	概要・利用方法	担当課	連絡先 市外局番(0824)
市営住宅への 入居申し込み	パートナー同士で市営住宅へ入居ができます。	都市整備課 管理係	73-1172
犯罪被害者等 見舞金の申請	犯罪行為によりパートナーが死亡、傷害を受けた場合、 見舞金の支給を受けることができます。	危機管理課 危機管理係	73-1206
要介護認定申請	要介護認定について、パートナーが代行申請できます。 (郵送等での申請の場合は受領証等の写しが必要です)	高齢者福祉課 介護保険係	73-1167
家族介護者交流 事業	高齢者を介護しているパートナーの心身のリフレッシュと 介護者相互の交流を図る家族介護者交流会に参加で きます。(郵送等での申請の場合は受領証等の写しが必要です)	高齢者福祉課 介護保険係	73-1167
家族介護教室	高齢者を介護しているパートナーの介護技術の向上の ための研修を行う家族介護教室に参加できます。 (郵送等での申請の場合は受領証等の写しが必要です)	高齢者福祉課 介護保険係	73-1167
高齢者等生活支 援施設への入居 申し込み	パートナー同士で高齢者等生活支援施設に入居できま す。	高齢者福祉課 高齢者福祉係	73-1143

## V よくある質問

---

### Q1 パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は法律に基づいて行われ、法的な権利や義務が発生します。一方、本制度は、庄原市が独自で行う制度であり、法的効力はありません。お互いを人生のパートナーとすることを宣誓したことについて行政が認知することにより、その思いを受け止め、宣誓された方々が持つ生きづらさや不安を軽減し、安心感を持って自分らしく生活できることを応援するものです。

### Q2 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方で、宣誓できる人の要件（2ページ参照）を満たしていれば、宣誓することができます。

### Q3 同居していないと宣誓できませんか？

お二人が同居していなくても宣誓することができます。

### Q4 事実婚の2人は宣誓できますか？

双方とも性的マイノリティでない事実婚であるお二人は宣誓できません。

### Q5 養子縁組をしています、宣誓はできますか？

宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合は宣誓できます。

### Q6 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際には、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）と住民票の写し、本人確認できる書類の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記載された日本語訳を添付してください。なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

### Q7 通称名は使用できますか？

通称名を使用することができます。通称名を使用する際は、受領証等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。必要書類は、手引きの4ページをご覧ください。

### Q8 宣誓はどこで行うのですか？

宣誓は、庄原市役所本庁舎で行います。各支所では手続きできません。

Q9 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

宣誓する際は、プライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち合います。提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q10 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか？

郵便やEメールでは受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、宣誓書を提出していただく必要があります。

Q11 平日に2人で市役所に行くのが難しいのですが…

原則、宣誓は平日（土日、祝日、及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く）の午前9時から午後4時までです。ただし、特段のご事情がある場合は、市民生活課へご相談ください。

Q12 代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時にはお二人でお越しいただく必要があります。

Q13 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。また、宣誓書記載内容等証明書の交付も無料です。ただし、宣誓等の際に提出いただく必要書類（住民票の写しや戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。

Q14 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

本制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q15 受領証等に有効期限はありますか？

有効期限はありません。

Q16 市外に転出する場合はどうすればよいですか？

お二人とも庄原市に居住しなくなる場合は、様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。なお、庄原市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合は、申請により受領証等を継続使用することができます。詳しくは市民生活課にお問い合わせください。

お二人とも庄原市に居住していたが、一方だけ市外に転出する場合は、転入手続きを終えた後、様式第5号の変更届と新住所の住民票を提出してください。

Q17 結婚した場合は受領証等を返還しなければならないですか？

婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件に合致しなくなります。様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。

Q18 成りすましなど悪用をされませんか？

宣誓を受ける際に戸籍抄本、住民票の写し、本人確認書類等を確認することで、成りすまし等を防止します。なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を庄原市ホームページで公表します。

Q19 受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

お二人の関係を形にすることができます。また、本制度に法的効力はありませんが、受領証等の提示により、庄原市の各種行政サービス等（手引きの8ページ参照）がよりスムーズに利用できるようになります。詳しくは、庄原市ホームページで公表しています。

民間企業等においても、各種サービスに活用してもらえるよう、周知啓発に取り組みます。



## VI 人権に関する各種相談窓口(相談は無料で秘密は厳守されます)

### 【 LGBT 電話相談(エソール広島相談事業) 】

- 電話番号:082-207-3130
- 受付時間:毎週土曜日 10:00~16:00(祝日・年末年始を除く)
- ※ 自分の性的指向や性別の違和感、自分の性別がはっきりとわからない、自分の性的指向や性別違和のために職場で安心して働くことができない、などの相談を受けています。

### 【 みんなの人権110番 】

- 電話番号:0570-003-110
- 受付時間:平日 8:30~17:15
- ※最寄りの法務局・地方法務局につながります。
- ※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

### 【 女性の人権ホットライン 】

- 電話番号:0570-070-810
- 受付時間:平日 8:30~17:15
- ※最寄りの法務局・地方法務局につながります。
- ※IP電話からは接続できません。

### 【 子どもの人権110番 】

- 電話番号:0120-007-110
- 受付時間:平日 8:30~17:15
- ※最寄りの法務局・地方法務局につながります。
- ※一部のIP電話からは接続できません。

### 【 外国語人権相談ダイヤル 】

(Foreign-language Human Rights Hotline)

- 0570-090-911
- Weekdays 9:00~17:00
- ※対応言語 English(英語)、Chinese(中国語)、Korean(韓国語)、Filipino(フィリピン語)、Portuguese(ポルトガル語)、Vietnamese(ベトナム語)、Nepali(ネパール語)、Spanish(スペイン語)、Indonesian(インドネシア語)、Thai(タイ語)
- ※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

### 【 インターネット人権相談受付窓口 】

- 受付時間 24時間
- ※ QRコードをバーコードリーダーで読み込んで接続してください。



## VII その他(県内の活動団体) ※詳しくは各団体のホームページをご覧ください。

- 広島県内で活動する性的少数者を支援する団体を紹介します。詳しくは各団体のホームページをご覧ください。

### 一般社団法人 広島県セクシュアルマイノリティ協会

セクシュアルマイノリティの存在の周知を促進し、セクシュアルマイノリティ当事者が、非セクシュアルマイノリティと同等の権利を享受するために必要な活動を通じて、セクシュアルマイノリティ当事者の自由と幸福に寄与することを目的として活動しています。

<https://kamocafe.main.jp/>



### ここいろhiroshima

「こころもからだもいろいろ、彩り豊かでええじゃん!」をモットーに、自分の体や心の「性」について悩んでいる子どもたちとその保護者のためのコミュニティスペースを運営しています。

<https://cocoirohiroshima.or.jp/>



### Chosen Family Shobara (チョズン ファミリー ショウバラ)

主に県北地域の性的マイノリティ(少数者)をはじめ、全てのマイノリティが本来の自分を隠したり偽ったりすることなく、安心して自由に過ごせる居場所を提供するため、総領町を拠点に活動しています。

性的マイノリティに関する書籍を中心に、全国から寄贈された所蔵本も充実しています。当事者から支援者まで、誰でもお気軽にお越しください。

<https://chosen-family-shobaracfs.webnode.jp/>





---

## 庄原市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

令和6(2024)年 4月版

庄原市生活福祉部市民生活課

住 所:〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10 番1号

電 話:0824-73-1154

F a x:0824-73-1247

E-mail:[simin-seikatu@city.shobara.lg.jp](mailto:simin-seikatu@city.shobara.lg.jp)

市ホームページはこちらから →

